

議案第133号

訴えの提起について

次のとおり、損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 神奈川県

横浜市

横須賀市

2 請求の要旨

神奈川県、横浜市及び横須賀市（以下「被告となるべき者ら」という。）により構成される神奈川県競輪組合は、平成10年度以降、川崎競輪場を借り上げて競輪事業を施行してきたが、平成26年11月21日、本市に対し、平成27年3月31日をもって当該組合を解散し、川崎競輪場での競輪事業から撤退することを通知した。

このため、本市は、神奈川県競輪組合に対し、川崎競輪場からの撤退に伴う本市の損害に係る解決一時金の支払を請求したが、当該組合はこれに応じず、また、本市は、当該組合の解散に伴い当該組合の財産を承継した被告となるべき者らに対し、解決一時金の支払の督促をしたが、被告となるべき者

らはこれに応じないため、被告となるべき者らに対して川崎競輪場からの撤退に伴う損害賠償請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 昭和24年度から平成9年度までの間、神奈川県は、川崎競輪場を借り上げて競輪事業を施行していた。
- 2 平成10年度以降、神奈川県、横浜市及び横須賀市（以下「被告となるべき者ら」という。）により構成される神奈川県競輪組合は、川崎競輪場を借り上げて競輪事業を施行してきた。
- 3 平成26年11月21日、神奈川県競輪組合は、本市に対し、平成27年3月31日をもって当該組合を解散し、川崎競輪場での競輪事業から撤退することを通知した。
- 4 平成27年3月9日、本市は、神奈川県競輪組合に対し、川崎競輪場からの撤退に伴う本市の損害に係る解決一時金として、52,452,896円を同年4月8日までに支払うよう請求した。
- 5 平成27年3月27日、神奈川県競輪組合は、支払の根拠が明確でないとして、本市の解決一時金の請求には応じることができない旨を回答した。
- 6 平成27年3月31日、神奈川県競輪組合が解散した。
- 7 平成27年4月22日、本市は、神奈川県競輪組合の構成団体であり、当該団体の解散に伴い当該組合の財産を承継した被告となるべき者らに対し、同年5月7日までに解決一時金を支払うよう督促をした。
- 8 平成27年5月1日及び同月7日、被告となるべき者らから、支払の法的な根拠がないとして、本市の解決一時金の請求には応じることができない旨の回答がなされたため、被告となるべき者らに対して川崎競輪場からの撤退に伴う損害賠償請求の訴えを提起するものである。